

目次

1. 出資法違反と迂回融資	P 1
2. 銀行の粉飾決算	P 3
3. ネットワーク中核金融4社	P 4
4. 迂回融資のカラクリ	P 5
5. 苦悩するNISの資本	P 7
6. ネオラインの地雷原	P 9

1. 出資法違反と迂回融資

日本振興銀行事件において、東京地検特捜部は、8月3日、逮捕勾留中の木村剛前会長（48歳）、西野達也前社長（54歳）、山口博之元専務（49歳）、関本信洋元執行役（38歳）ら4名を検査忌避による銀行法違反で起訴した。ということは、警視庁捜査2課が手がけてきたこの事件は、いつの間にか特捜事件になっているのである。ここで起訴事実となった検査忌避とは、金融庁の立ち入り検査時に電子メール約710通をサーバー内から意図的に消去した上、「メールは担当者の過失で消えた」などと嘘の説明をして検査を妨害したというものである。

日本振興銀行に対する検査は、平成21年6月から平成22年3月までという異例の長期間にわたるものであり、妨害と言うのであれば、日本振興銀行に対する9ヶ月もの長期検査こそ立派な業務妨害であろう。検査忌避は、検査する立場の金融庁にとってこそ看過できない犯罪かもしれないが、一般の国民にとって、そんなものは金融機関と監督官庁の内輪喧嘩に過ぎない。鳴り物入りの長期検査の結果出てきたのが検査忌避だけというのでは、捜査機関の面目丸つぶれではないか。たかがメールの消去ごときで逮捕起訴されるというのでは、国民感情として納得し難いものがある。だから、「やっぱりあんた達では駄目だ。」とばかりに、捜査2課に代わって特捜検察が登場したと考えるべきであろう。検察庁特捜部が出てきた以上、事件は検査忌避だけでは終わらない。

事件は、木村前会長の再逮捕を経てさらに拡大する可能性があり、ここで特捜検察が狙っているのは、商工ローン大手 **SFCG** の債権買取に際して日本振興銀行が受取った手数料の出資法違反容疑と、中小企業振興ネットワークをめぐる迂回融資疑惑である。

そこで出資法違反容疑を見てみると、日本振興銀行は、SFCG の債権買取に際して買戻特約を設定するとともに45.7%の手数料を取った点が問題とされている。容疑に関する金融庁側の理屈は、そもそも買戻特約付きの債権譲渡は債権を担保とした資金の貸付に他ならず、従って受取った手数料は実質的な金利に相当し、一方、当時の出資法の上限金利が29.2%なので、45.7%の高率手数料は出資法違反となるというものである。

僭越ながらこの点につき起訴勾留中の木村前会長に代わって反論すれば、SFCG の債権買取取引では譲渡された債権が全て買戻されるわけではなく、買戻される債権は一定期間経過後に不良債権であることが判明した債権だけなのであるから、当初から買戻しの予定されている債権担保の融資には該当せず、従って出資法の上限金利は適用されないということになるのであろう。要は、SFCG の買戻特約付債権買取取引の実態を債権担保融資と見るか債権譲渡と見るかの違いであり、日本振興銀行サイドからは何とでも反論できてしまうのである。

しかもこの高率手数料はことのほか悪質性が薄い。もとより出資法が上限金利を定めているのは、貸金業者が消費者の弱みに付け込んで反社会的な高金利を取ることを禁止するためであり、その立法趣旨は消費者保護にある。ところが本件で高率手数料を取られたのは商工ローン大手の SFCG なのであり、大島健伸元社長の SFCG はどう鼻屑目に見ても消費者保護に値しない。ところで、SFCG から買い取られた1千億円の商工ローン債権のうち700億円には二重譲渡問題が指摘されており、この結果、日本振興銀行は巨額の損失を余儀なくされている。日本振興銀行は資金繰りに苦しむ SFCG の弱みに付け込んで高率手数料を取ったかもしれないが、SFCG もまた日本振興銀行の無知無能に付け込んで欠陥商品を騙し売ったのではないか。SFCG が二重譲渡をしかねない金貸しでリスクが高いからこそ、日本振興銀行は高率手数料を徴収したとも言える。これでは日本振興銀行こそ被害者であり、プロの金貸し同士の取引で、こともあろうに被害者側に投資法違反を問うというのでは、国家権力の不当民事介入も甚だしい。

次に、中小企業振興ネットワークをめぐる迂回融資疑惑について検討すると、事実として日本振興銀行の資金は、中小企業信用機構（ジャスダック上場）、中小企業保証機構（非上場）、中小企業投資機構（ヘラクレス上場）、NIS グループ（東証1部上場）という日本振興銀行系中核金融4社を複雑かつ不透明に迂回して、ネットワーク企業に融資されている。捜査機関とすれば、これだけ複雑かつ不透明な迂回融資をしているのだから、何か悪いことをしているに違いないと言うのであろうが、複雑かつ不透明な迂回融資だからと言って、そのことだけで直ちに刑事罰という事にはならない。

日本振興銀行にも言い分がある。ここで日本振興銀行が、

「現在の硬直化した金融規制の下で中小企業融資を推進しようとするれば、中小企業のネットワークによる相互金融に頼らざるを得ず、複雑かつ不透明な迂回融資はその融資手法の結果に過ぎない」

などと立派なことでも言い出せば、特捜検察はどうするつもりか？特捜部とすれば木村前会長を迂回融資で追い詰めて、ひとたび起訴すれば実刑確実な特別背任罪としたいところだろうが、無理であろう。特別背任とするためには、迂回融資の先には木村剛前会長自身がいなくてはならず、逮捕前の木村前会長の映像を見る限り、たぶんこの人は大して金を持っていない。

2. 銀行の粉飾決算

マスコミは、木村前会長の傍若無人のワンマン経営振りを連日報道し、木村前会長悪人像をしきりと演出している。竹中平蔵元大臣の盟友と言われ日本の金融界を手玉に取った時代の寵児が一転して収監されたというのであるから、木村前会長の悪人報道はまことに高視聴率の取れる優良コンテンツであろうが、国民は馬鹿ではないので、この熱狂はいずれ遠からず収まる。既に見飽きた。冷静に考えれば、木村剛氏は検査忌避で逮捕起訴されたに過ぎないのであり、何より容疑を全面否認している。検察庁特捜部は出資法違反と迂回融資で再逮捕を狙うが、これらは立証構造が弱く、起訴できたとしても有罪判決が出るかどうかは大いに疑わしいのである。

1年以上もかけて木村剛氏を追い駆け回した挙句にこの様では、追い詰められているのはむしろ捜査当局であろう。金融庁、警視庁捜査2課、特捜検察と、捜査当局はこの間一貫して、

「木村剛には何かあるに違いない」

という見込みの元で、検査忌避で挙げ、SFCGの高率手数料を追い駆け、迂回融資を迫及している。そんな枝葉末節を穿り返してみても、木村剛氏や日本振興銀行に大した悪事は出てこないではないか。

捜査機関の日本振興銀行事件の本質に対する見立てが根本的に間違っているのである。本件は日本振興銀行の粉飾決算事件であり、高率手数料や迂回融資は、粉飾決算の付随的経済現象と理解するのが正しい。高率手数料や迂回融資は犯人の残した指紋や足跡ではあっても、犯罪行為そのものではない。以下に論証する。

木村氏は日本振興銀行を立ち上げるや3年で黒字にすると公言し、本当に日本振興銀行の3年目の決算は黒字になった。創業4年目の平成20年3月期には経常黒字を達成し、翌平成21年3月期には263億円の経常収益で29億円の経常利益を叩き出すまでになっ

ている。この頃木村氏は日本振興銀行をメガバンクの一角を占めるまでに成長させると言い放っており、その言動の背景には日本振興銀行の眩いほどの好決算があった。大言壮語で成功か破綻かの岐路に立つ木村氏は、何としても日本振興銀行の決算を増収増益にする必要があった筈で、だから日本振興銀行は粉飾決算の動機に満ち溢れていたのである。

日本振興銀行の好決算のカラクリは、片や貸金業法の改正で行き場を失った商工ローン債権の買い叩きであり、もう一方は中小企業振興ネットワークによる迂回融資にある。商工ローン債権の買い叩きは融資残高の急成長を偽装するためであり、中小企業振興ネットワークによる迂回融資は、その結果として当然に急増する不良債権の隠蔽であろう。両者ともに、架空利益を計上して潜在赤字を隠蔽する効果がある。ならばこれこそ絵に描いたような銀行の粉飾決算ではないか。

3. ネットワーク中核金融4社

中小企業振興ネットワーク中核金融4社は日本振興銀行の迂回融資に深く関わっている。この迂回融資の基本構造は、日本振興銀行の融資に際して、中小企業信用機構と中小企業保証機構が保証を行い、別途中小企業投資機構が出資を行うとともに、別働隊としてのNISグループがネットワーク企業間の資金融通を行うというものである。

ここで、中小企業信用機構とは元は福岡の手形割引業者アプレックであり、中小企業投資機構とは元は繁盛ネットなるシステム販売を行っていた大阪のBBネット、中小企業保証機構とは元はそのBBネットの顧客に融資を行っていた子会社のBBネットファイナンス、そしてNISとは元は愛媛県松山で手形割引や消費者ローン・事業者ローンを行っていた金融会社であるが、それぞれの事情により事業が生き詰まり、日本振興銀行傘下で経営再建中といういきさつがある。

そこで手始めに、中小企業信用機構の企業実態を解析すると、この会社の8名の取締役と3名の監査役の全員が日本振興銀行あるいはネットワーク企業より派遣されている。平成21年8月期における会社の資金調達総額76億円は全額日本振興銀行からの借入による。会社の主たる業務は日本振興銀行の貸出に対する保証業務で、一方会社の経理、人材、システムは中小企業保証機構、中小企業人材機構、中小企業IT支援機構にそれぞれアウトソーシングされている。ちなみにこの会社自体には従業員が33名しかいない。

日本振興銀行の中小企業信用機構に対する持株は4.3%に過ぎないが、中小企業人材機構が20%、中小企業保証機構が25%、NISが38.9%の株を所有しているので、日本振興銀行とネットワーク企業の持株合計は88.2%にもなる。これを日本振興銀行の

実質支配子会社と言う。実質支配子会社であれば、現行の連結会計原則に従い、中小企業信用機構を連結すべきなのである。

実質支配の事情は中小企業投資機構でも変わらない。日本振興銀行の中小企業投資機構に対する持株は3.14%に過ぎないが（その後持株は中小企業信販機構に移管）、中小企業IT支援機構、中小企業管理機構、中小企業支援機構、中小企業信用機構、中小企業人材機構、中小企業保証機構の持株がそれぞれ7.86%となっているので、日本振興銀行とネットワーク企業の持株合計は50.3%となる。会社の取締役5名中3名、監査役3名中2名が日本振興銀行あるいはネットワーク企業より派遣されており、会社の平成21年7月期末の借入金合計45億円中32億円は日本振興銀行からの短期借入金となっている。

同様にNISグループの場合は、日本振興銀行自身の持株はないものの、中小企業保証機構、中小企業人材機構、中小企業投資機構、中小企業支援機構の持株がそれぞれ8.09%で、同じくネットワーク企業のインデックス・ホールディングスが7.93%の株を持っているので、ネットワーク企業の持株合計は40.29%となる。会社の取締役5名中2名及び監査役4名の全員がネットワーク企業より派遣されており、会社の平成22年3月期末の借入金合計268億円中249億円は、日本振興銀行及びネットワーク企業よりの借入金と推定される。ちなみにNISグループからは日本振興銀行に66億円の貸付と19億円の出資が行われている。NISグループは日本振興銀行の実質支配子会社である。

中小企業保証機構は非上場会社で有価証券報告書による開示が行なわれないため実態は判然としないが、その機能と構造は他の中核金融会社と全く同じなので、恐らくこれまた日本振興銀行の実質支配子会社であろう。日本振興銀行は中核金融4社を連結した連結決算を公表すべきなのであり、日本振興銀行単体による現在の非連結財務諸表は、日本振興銀行の企業実態を全く反映していない。

4. 迂回融資の原理構造

中小企業振興ネットワークを使った迂回融資のカタクリは、複雑な割には愚かしい。日本振興銀行は1%の高金利で預金者より集めた資金を一旦中核金融4社に金利5%相当で貸付ける。既に財政破綻状態にある中核金融4社はこの借入で資金繰りをつけることができるし、日本振興銀行は4%の利鞘を得ることができる。さて、中核金融会社は、日本振興銀行より借り入れた資金をまず自社の運転資金として使い、余剰資金を出資あるいは貸付けの形で日本振興銀行に還流させる。この資金は、日本振興銀行からネットワーク企業に貸付けられ、あるいは、日本振興銀行に還流されずに、そのまま中核金融会社より直接ネットワーク企業に投融資される。

日本振興銀行の貸付金利は概ね10%相当であり、その融資には中小企業信用機構あるいは中小企業保証機構による債務保証が付くので、利鞘の5%相当は日本振興銀行と中小企業信用機構あるいは中小企業保証機構により分配される。この結果、中小企業信用機構と中小企業保証機構は、保証業務という収益基盤を得て優良法人化し、日本振興銀行の方は、優良金融会社の債務保証がついているということで、不良貸付に対する貸倒引当金の計上を免れる。日本振興銀行を介さない投融資は、中小企業投資機構とNISにより実行され、利鞘部分が中小企業投資機構とNISの黒字化原資となる。

ネットワーク企業には迂回融資で金が出る。ネットワーク貸付はネットワーク保証が付いて正常債権となる。一方、日本振興銀行は成長著しい優良銀行ということになっているので、預金保険が効く1千万円の金が次々と日本振興銀行に集まってくる。日本振興銀行は、預金保険で保護された小口資金をネットワーク企業への不良貸付に流しているのであり、これを中核金融4社による迂回融資とすることにより不良債権を隠蔽している。

5. 日本振興銀行の連結決算

ここで日本振興銀行が中核金融4社連結をやっているならば、迂回融資の実態はそのまま日本振興銀行の決算に反映されることになる。日本振興銀行と中核金融4社の取引は、連結決算上内部取引となり相殺消去されるので、日本振興銀行が中核金融4社に貸付けることにより計上した4%の利鞘はなくなってしまう。中核金融4社のほうは、日本振興銀行から受取った保証料が連結決算上内部取引となり消去されるので、計上すべき収益が無くなり、本来の赤字債務超過の姿が出てくる。日本振興銀行と中核金融4社のネットワーク企業貸付は、連結子会社によるネットワーク保証など意味を持たないので本来の無保証不良貸付となり、回収不能額に対する貸倒引当金の計上を余儀なくされる。日本振興銀行の連結決算は巨額の債務超過となるであろう。

木村剛氏の問われるべき罪は、この企業実態を知りながら、持株分散と迂回融資で眠たい監査法人を籠絡しては連結決算を行わず、真実とはかけ離れた単体決算による好決算で預金者、投資家、取引先を騙し続けて来たことにある。「会計戦略の発想法」（2003年7月日本実業出版社刊）なる会計専門書を著し、

「粉飾決算は立派な詐欺なのである」（同書52頁）

などと言っている木村剛氏が、日本振興銀行の粉飾を知らなかったとは言わせない。

現在東京拘置所に勾留中の木村剛氏を除く3名の被告人は、取調べにはめっぽう弱そうなインテリばかりなので、逮捕された以上どんな自白調書にも署名するであろう。だからと

言って、功をあせる特捜検察は、自分達の作ったストーリーに沿った自白調書を取らない方が良い。その自白調書はいずれ法廷で破綻する。粉飾を前提としない検察ストーリーは必ず事実と齟齬をきたしてしまうからである。

本件の粉飾決算は、日本振興銀行並びに中核金融4社の財務諸表一本でその全容解明が可能であり、ここで必要なのは、財務諸表を丹念に読み解く会計技術と根気だけである。この暑い中、不毛な密室での意味のない自白の強要など必要ない。しかも公表財務諸表は既に満天下周知の確定証拠で、罪証隠滅の恐れさえ皆無である。検察庁特捜部は、木村剛氏以下4名を釈放し、直ちに財務諸表の解析作業を開始すべきであろう。

6. 苦悩する NIS の資本

ところで、迂回融資の黒幕 NIS は日本振興銀行をほぼ唯一の資金源としており、日本振興銀行の一部業務停止処分を受けてその去就が注目されていたが、6月25日になって急遽、ネオライン・ホールディングに対する40億円の第三者割当と中小企業振興グループからの脱退を公表した。背筋が凍る思いとはこのことを言う。そんなことをすれば迂回融資疑惑の更なる迂回融資となってしまうではないか。ネオラインは木村剛氏及び日本振興銀行の緊密企業なのである。検察庁特捜部注視のもとで行われる本件第三者割当増資は、NISの決して踏み込んでではない地雷原となる可能性がある。

NIS は、昭和35年5月愛媛県松山市において商業手形割引の日新商事として創業、平成6年4月の株式店頭登録及び平成8年9月の大証二部上場を経て、平成11年9月に東証一部上場企業となり、平成18年10月に現社名のNISグループに商号変更をしている。平成14年8月には、何を血迷ったのか、ニューヨーク証券取引所に上場し証券界の度肝を抜いてくれたが、平成20年8月、ニューヨーク上場のほうは自主的に上場を取下げている。

(百万円)

連結経営指標	H18年3月	H19年3月	H20年3月	H21年3月	H22年3月
営業収益	60,991	88,152	83,027	32,170	10,866
経常損益	12,785	9,323	-17,438	-38,412	-7,944
当期純損益	9,033	8	-45,116	-50,805	-1,001
純資産	79,824	86,747	58,763	16,019	11,636
総資産	350,861	403,880	272,983	88,403	72,277
従業員数(人)	998	1,166	708	134	145

平成18年12月の貸金業法の改正の結果グレーゾーン金利が撤廃された。さらには同年1月の最高裁判決により、貸金業者は過去のグレーゾーン金利の返還リスクまで背負わされている。このような貸金業界の激変の中、NISの連結当期純利益は、平成18年3月期の90億円から平成19年3月期の8百万円へと千分の1まで激減し、その後平成20年3月期には451億円という巨額損失の計上を余儀なくされた。

窮したNISは、平成19年12月に米系投資会社のTPG（テキサス・パシフィック・グループ）と資本・事業提携基本合意を締結し、平成20年2月20日にはTPGに対する200億円の第三者割当を行っている。TPGは、1株200円で1億株の新株を引受け、一気にNISの発行済株式の40.7%を所有する支配株主となった。同時期にTPGは、NISの海外子会社による102百万ドルの増資にも応じている。ところがTPGとの資本・事業提携は1年ももたずに破談になってしまう。提携から半年後の平成20年9月、リーマンショックが起きて、TPGはNISに対する資本・事業提携どころではなくなってしまったからである。TPGからの金融支援が続かなければNISの資金繰りは持たない。このドサクサ騒ぎの中でNISに手を出したのが日本振興銀行である。

平成20年12月24日、NISは中小企業保証機構との間の戦略的資本・業務提携を締結し、TPGの持株中79,587千株が中小企業振興ネットワーク企業4社に譲渡された。同時にTPGとの資本・事業提携は解消されている。この時の譲渡価格は1株30円（譲渡総額24億円）なので、TPGは135億円の譲渡損を確定させたことになる。ここでNIS株を取得したのは、中小企業保証機構が19,899千株で、中小企業投資機構、中小企業人材機構、中小企業支援機構の3社がそれぞれ19,896千株となっている。ところで中小企業投資機構、中小企業人材機構、中小企業支援機構各社の取得資金596,880千円はいずれも中小企業保証機構からの借入金となっている。従って、3社の取得株式は名義株で、ここでの79,587千株は実質的には全て中小企業保証機構が取得していることになる。その後のインデックス・ホールディングスによる19,500千株の株式取得により、TPGが第三者割当で引き受けた1億株はほぼ全て中小企業新興ネットワークに譲渡されたことになる。中小企業保証機構は日本振興銀行の実質支配子会社なので、日本振興銀行は、中小企業保証機構を迂回してTPGよりNISの支配株を買い取ったのである。

7. ネオラインの地雷原

さて、日本振興銀行グループ入りしたNISは、平成21年3月期に前年をさらに上回る508億円の大赤字を出した。平成19年3月期末には1千名以上いた従業員を百名強にまで減らすという必死のリストラもむなしく、続く平成22年3月期も連結当期純損失10億円となり、結局会社の赤字構造は変わらない。平成19年3月期末に867億円あった

連結純資産は平成22年3末には116億円となり、しかもこの連結純資産中81億円は少数株主持分なので、株主資本としては29億円が残されているばかりとなった。

会社は有価証券報告書上において借入先名を開示していないが、地方銀行、信金信組と並んで「その他の銀行」という借入先区分がなされているので、これが日本振興銀行と知れる。同様に「事業会社」という借入先区分があるので、こちらが中小企業振興ネットワーク企業であろう。そうすると、NISの借入金はそのほとんどが日本振興銀行、あるいは、ネットワーク企業からのものとなる。ちなみにNISグループからは、日本振興銀行に66億円の貸付と19億円の出資が行われている。また、インデックス・ホールディングス10億円、ジー・コミュニケーション4億円、ニッシン債権回収4億円、マルマン2億円等の中小企業振興ネットワーク企業投資が行なわれている。

NISグループは日本振興銀行により資金の92%を支配されていることになるが（(推定日本振興銀行借入81億円+推定ネットワーク企業借入168億円)÷単体借入総額268億円）、その資金繰りはまことに逼迫している。NISの平成22年3月期末の連結決算によれば、1年内に返済期限の到来する連結借入債務は404億円であるのに対して、現預金と1年内回収予定債権の合計は151億円しかないのである。

会社は向こう1年間に253億円（404億円－151億円）の資金調達を行う必要があり、その金は戦略的資本・業務提携に基づき日本振興銀行が出すことになっていた筈である。ところが頼みの綱の日本振興銀行が5月27日に業務の一部停止命令を受けてしまい、9月末までの間、1億円を超える新規融資を行うことができなくなった。6月30日は有価証券報告書の提出期限であり、その前に定時株主総会が開催される。切羽詰ったNISが考え出したのがネオラインに対する緊急第三者割当増資である。

6月25日に公表されたプレスリリースによれば、ここでの増資資金40億円は、中小企業保証機構からの借入金27億円、マルマンからの借入金10億円、関西フィナンシャル・ポートからの借入金3億円の返済に廻されるという。借入金利は、中小企業保証機構と関西フィナンシャル・ポートが7%、マルマンが10%である。このことからNISは高利の金を借りて貸金業を行っていたことが分かる。

さて、NISの第三者割当を引き受けるネオライン・ホールディングスは、投資会社のネオライン・キャピタルの親会社で、東京大学医学部卒の異色の藤澤信義氏（41歳）が代表取締役となっている。そのネオライン・キャピタルの旧社名は「かざかファイナンス」で、さらにその前身はあのライブドア・クレジットである。藤澤氏はかつてライブドア・クレジットの代表取締役だったことがあり、その後平成21年1月に藤澤氏がネオライン・キ

ャピタルの全株を取得して現在に至る。

ネオラインといえば、平成20年9月にレナウンの筆頭株主として登場し、一躍有名になった。藤澤氏はこの時レナウンの株を25%近く買い集めたものの、レナウンはその後本年7月末に、中華人民共和国の山東如意科技集团有限公司に対する40億円の第三者割当増資を行ない中国資本41.53%となったので、ネオラインの持株は13.48%にまで低下した。さて、ネオラインが筆頭株主になった平成21年4月に、藤澤氏が、レナウンの取締役として派遣すべく提案したのが、日本振興銀行の木村剛会長なのである。藤澤氏と木村剛氏の強い接点がここにある。

中小企業振興ネットワークのホームページには、ネオライン・キャピタルが金融部門のネットワーク企業としてしっかり登録されている。そしてネオラインが支配権を握る投資先企業には、Jトラスト（大証二部上場）に対する69億円、ネクスト・ジャパン（東証マザーズ上場）に対する93億円等、日本振興銀行から巨額の融資が行われている。

資金繰りに待ったの効かないNISとすれば、ネオラインに対する第三者割当しかないのであろうが、ネオラインは中小企業振興ネットワーク企業で、その資金源は日本振興銀行である。NISは中小企業振興ネットワークから離脱するなどと言うが、そんなことをしてもネットワークによる迂回融資が複雑になるだけのことで、この第三者割当増資は、特捜検察の強い不審を生むであろう。NISは、進むも地獄、退くも地獄の胸突き八丁を迎えている。

2010年8月17日

細野祐二